

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 整備規程の変更の認可
- ② 手続根拠 : 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第14条
- ③ 手続対象者 : 整備対象物件を製造する者
- ④ 提出時期 : 整備規程を変更しようとするとき。
- ⑤ 提出方法 : 書類を提出する者の住所を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : 1件につき88,000円
- ⑦ 添付書類・部数 : 同法同規則第14条に規定されている書類(整備規程の変更部分の抜粋3部等)
- ⑧ 申請書様式 : 申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 書類を提出する者の住所を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則
- ② 標準処理期間 : 90日。物件等により異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。